

答 申 情 第 8 2 号

平成 3 0 年 4 月 2 5 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第 1 8 条第 1 項の規定に基づく諮問について (答申)

平成 2 9 年 7 月 2 1 日付け児福第 9 1 号をもって諮問のありました下記のことについて、  
別紙のとおり答申します。

記

心理学的診断等に係る、当庁が作成している評価項目等の分かるものの不存在による非公開決定事案 (諮問情第 1 2 6 号)



(別紙)

## 1 審査会の結論

諮問庁が行った不存在による非公開決定処分は妥当である。

## 2 審査請求の経過

(1) 審査請求人は、平成29年5月1日に、諮問庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「心理学的診断、社会学的診断の項目、その基準が記載されている文書」の公開を請求（以下「本件請求」という。）した。

(2) 諮問庁は、本件請求に係る公文書を保有していないため、不存在による非公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、平成29年6月14日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

請求に係る基準については、一般で標準化されていて、方法を記載した書籍等も販売されている検査方法を採用しているため、本市独自に作成していないため。

(3) 審査請求人は、平成29年6月28日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

## 3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

## 4 諮問庁の主張

弁明書によると、諮問庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

### (1) 本件請求に係る文書について

審査請求人が求めている文書は、本件請求の窓口である総合企画局情報化推進室情報管理担当の職員が審査請求人から確認した内容を踏まえると、発達検査（主に乳幼児や小学生の発達の度合いを調べ、養育に役立てるための検査）における心理学的診断、社会学的診断について当庁が作成している評価項目や基準であると認められる。

(2) 本件請求に係る文書が存在しないことについて

当庁では、発達検査を実施する際には、民間事業者で開発した新版K式やWISCの手法に基づき実施しているが、いずれの手法も、当該手法を開発・標準化した事業者（新版K式：京都国際社会福祉センター，WISC：日本文化科学社）から、当該手法を記載した書籍や検査用紙を購入して実施しており、当庁が独自に作成していないため請求に係る公文書は存在しない。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張は、次のとおりである。

開示請求に係る公文書を作成又は取得している。

6 審査会の判断

当審査会は、諮問庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、下記のとおり判断する。

(1) 本件請求に係る文書について

ア 審査請求人は、本件請求における公文書公開請求書（以下「本件請求書」という。）で「心理学的診断，社会学的診断の項目，その基準が記載されている文書」と記載している。

イ この点について、本件請求の窓口である総合企画局情報化推進室情報管理担当の職員が本件請求時に審査請求人から確認したところでは、審査請求人は、子どもの福祉に関し、各都市の児童相談所において、心理学的診断又は社会学的診断については、具体的な診断のための評価項目や基準を作成していないように感じるため、京都市において心理学的診断，社会学的診断のための評価項目や基準を作成しているか否かを確認したいとの趣旨である旨を聞き取っていたとのことである。

ウ 審査請求人が児童相談所を前提として公開請求をしていること、また、京都市では平成17年4月1日付けの組織改正により、児童相談所の業務のうち、発達相談等に関する事務を新設した発達相談所に移管していることを踏まえ、諮問庁は、本件請求書に記載されている「心理学的診断，社会学的診断」に該当するものとして、児童相談所及び発達相談所（以下「児童相談所等」という。）における発達検査に係るものと特定した。発達検査が、心理学的診断や社会学的診断等に基づいて、主に乳幼児や小

学生の発達の度合いを調べ、養育に役立てるための検査であることからすれば、その判断に特に不自然な点はない。

エ これらのことからすれば、審査請求人が求めている文書は、発達検査において、心理学的診断又は社会学的診断を行うに際して、児童相談所等が独自に作成した評価項目や基準が記載された文書であると認められる。

(2) 本件処分について

ア 本件請求に係る文書は、上記6(1)で確認したとおり、発達検査において、心理学的診断又は社会学的診断を行うに際して、児童相談所等が独自に作成した評価項目や基準が記載された文書である。

イ 諮問庁の主張によれば、発達検査を実施する際には、民間事業者で開発した新版K式やWISCの手法に基づき実施しているが、いずれの手法も、当該手法を開発・標準化した事業者（新版K式：京都国際社会福祉センター、WISC：日本文化科学社）から、当該手法を記載した書籍や検査用紙を購入して実施しており、児童相談所等が独自に作成していないため請求に係る公文書は存在しないとのことであった。

ウ 当審査会が事務局をして諮問庁に確認させたところ、発達検査については、児童福祉法第10条第3項に規定する判定を行うために実施するものであり、実施に当たっての具体的な手法や基準といったものは法令等において特に定められていないとのことであった。

このような中で、児童相談所等では発達検査の実施に当たって、民間事業者で開発され、発達検査の手法として一般的に普及している新版K式やWISCの手法に基づくこととしているとのことであり、この諮問庁の説明に不合理なところは認められない。

このことからすれば、本件請求に係る文書が不存在であるとの諮問庁の主張に不自然な点は認められない。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成29年 7月21日 諮問

9月 5日 諮問庁からの弁明書の提出

平成30年 3月23日 審議（平成29年度第11回会議）

4月25日 審議（平成30年度第1回会議）

- ※ 諮問庁の職員の理由説明は、審査会が必要がないと認め、実施しなかった。
- ※ 審査請求人から反論書の提出はなかった。また、審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

- 2 本件諮問について調査及び審議を行った部会  
第1部会（部会長 佐伯 彰洋）